

# 愛媛県報

発行 愛媛 県

令和2年12月8日火曜日 第164号

◇ 目 次 ◇
告 示

$\circ$	知事指定薬物の指定の失効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(薬務衛生課)	…1054
$\circ$	公共測量の実施の通知(2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(道路維持課)	…1054
$\circ$	道路の供用開始(県道松山川内線)	(中予:	也方局管理課)	…1054
$\circ$	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… (中予地方)	司建築指導課)	1055
$\circ$	道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線)	(南予地方局大	州土木事務所)	1055
$\circ$	道路の供用開始( " )	( "	)	1055
$\circ$	道路の区域変更(県道長浜保内線)	( "	)	1055
$\circ$	道路の供用開始( " )	( "	)	1056
$\circ$	道路の供用開始(県道野佐来八幡浜線)	( "	)	1056
$\circ$	道路の供用開始(県道美川小田線)	( "	)	1056
	訓			
0	愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令		(経営支援課)	…1056

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第1308号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
  - (1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド] ブタノアート及びその塩類
- (2)  $1-\{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル] ピペラジン-1-イル} ブタン-1-オン 及びその塩類$
- (3) N, Nージエチルー2ー {  $[2-(4-4) 2 \pi \pi + 5) 2 \pi \pi$  ニル)メチル]-5-=トロー1 Hーベング [d] イミダゾールー1-イル} エタンー1-アミン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和2年11月29日

#### 〇愛媛県告示第1309号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施 する旨の通知があった。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

作業種類 公共測量 (既成図数値化)
 作業期間 令和2年10月21日から

令和3年2月19日まで

3 作業地域 松山市域

### 〇愛媛県告示第1310号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(道路現況平面図作成)

2 作業期間 令和2年12月1日から

令和3年3月26日まで

3 作業地域 松山市の一部

# ○愛媛県告示第1311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の目から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	松	:山川内	線	東温市南方字市 同字263番3地分		地先から					令和2年12月8日

#### 〇愛媛県告示第1312号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和2年12月8日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2 中局建 (開) 第32号 令和 2 年11月27日	伊予市上吾川字松本甲58番3	伊予市上吾川甲66番地 吉 田 正 之 吉 田 三 枝

# ○愛媛県告示第1313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	問	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市北裏264番2から		旧	メートル 3.8~5.7	キロメートル 0.020	
<b></b>	到任本八幅供称	同市北裏264番3まで		新	4.3~7.6	0.020	

#### ○愛媛県告示第1314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	}	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	<u> </u>	野佐芸	来八幡	浜線	大洲市北裏264番 同市北裏264番 3							令和2年12月8日

# ○愛媛県告示第1315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の目から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂乙25番4から		旧	メートル 4.8~5.6	キロメートル 0.030	
ボ 坦	文供体的脉	同市豊茂丙80番5まで		新	7.2~10.2	0.030	

# 〇愛媛県告示第1316号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の目から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類		路	線	名	供	用	開	始	D	X	間	供用開始の日
県	1	長	:浜保内	線	大洲市豊茂乙25 同市豊茂丙80番							令和2年12月8日

#### 〇愛媛県告示第1317号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の目から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	D	区	間	供用開始の日
県道	野佐	来八幡	浜線	大洲市稲積474番							令和2年12月8日

#### 〇愛媛県告示第1318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線	. 名	供	用	開	始	0	区	間	供用開始の日
県 道	美川小	田線	喜多郡内子町中 同町中川3331番		也先から					令和2年12月8日

#### ○愛媛県訓令第23号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程 (昭和51年愛媛県訓令第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第7 (第4条関係)	別表第7 (第4条関係)
知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項	知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組				決裁	区分	
織	事務の	事項	/cn	Ę	<b>事決</b> 者	ź
名	種類	<b>尹</b> 久	知事	部	局	誹
			尹	長	長	長
産	1~4					
業	省略					
政	5 地域	1 基本計画に関すること。				
策	経済牽	(1) 省略				
課	引事業					
	の促進					
	による					
	地域の	7 <u>—1</u> — 12 — 1				
	成長発					
	展の基	けん				
	盤強化	2 地域経済牽引事業促進協議		0		
	に関す	会の設置 (第7条第1項、第				
	る法律の施行	<u>3項)</u>				
	に関す					
	る事務					
	(他の					
	主管に					
	属する	3・4 省略				
	ものを					
	除く。					
	)	<u>5</u> 商標権の譲受けの承認( <u>第</u>			0	
		23条第3項、第5項)				
	6~10					
	省略					

40				決裁	区分	
組織	事務の	事項	知	叫	厚決者	Ť
名	種類	, ,	事	部	局	課
				長	長	長
企	1 省略					
業	2 地域	1 基本計画に関すること。				
立	経済牽	(1) 省略				
地	引事業					
課	の促進					
	による	(a) (làmb				
	地域の	( <u>2)</u> 省略				
	成長発					
	展の基					

Arr.				決裁	区分	
組織	事務の	事項	L	Ę	<b></b> 享決者	ž.
紙 名	種 類	事項	知	部	局	課
41			事	長	長	長
産	1~4					
業	省略					
政	5 地域	1 基本計画に関すること。				
策	経済牽	(1) 省略				
課	引事業	(2) 公表 (第4条第8項、第				0
	の促進	5条第3項)				
	による	(3) 省略				
	地域の	(4) 軽微な変更の届出(第5				0
	成長発	条第2項)				$\subseteq$
	展の基 盤強化	2 地域経済牽引事業促進協議				
	に関す	会に関すること。				
	る法律	41-12/00-06				
	の施行	(1) 設置 (第7条第1項、第		0		
	に関す	3項)				
	る事務					0
	(他の	(第7条第4項)				
	主管に	3・4 省略				
	属する	5 事業環境の整備に係る措置				
	ものを	<u>5 事業環境の整備に係る指置</u> の提案の処理 (第15条)			0	
	除く。 )	6 商標権の譲受けの承認 (第			0	
	,	<u>22条第3項</u> 、第5項)				
		7 承認地域経済牽引事業者に				0
		対する指導及び助言(第35				
		条)				
		8 承認地域経済牽引事業の実				0
		施状況の報告の徴収 (第36条				
		第1項)_				
	6~10					
	省略					

An.				決裁区分			
組織	事務の 種 類	事項	知事	専決者			
名				部	局	課	
				長	長	長	
企	1 省略						
業	2 地域	1 基本計画に関すること。					
立	経済章	(1) 省略					
地	引事業	(2) 公表 (第4条第8項、第				0	
課	の促進					_	
	による						
	地域の	(3) 省略					
	成長発	(4) 軽微な変更の届出(第				0	
	展の基	5条第2項)_					

盤強化	2 地域経済牽引事業促進協議	<u>O</u>		
に関す	会の設置(第7条第1項、第			
る法律	3項)_			
の施行				
に関す				
る事務				
(成長				
ものづ	D 4 /Amb			
くり分	3・4 省略			
野に係				
るもの				
に限	<u>5</u> 商標権の譲受けの承認( <u>第</u>		0	
る。)	<u>23条第3項</u> 、第5項)			
3 省略				

盤強化	2 地域経済牽引事業促進協議			
に関す	会に関すること。			
る法律				
の施行	(1) 設置 (第7条第1項、第	0		
に関す	3項)_			
る事務	(2) 構成員参加の申出の受理			0
(成長				
ものづ				
くり分	3・4 省略			
野に係	5 事業環境の整備に係る措置		<u>O</u>	
るもの	の提案の処理(第15条)			
に限	<u>6</u> 商標権の譲受けの承認( <u>第</u>		0	
る。)	22条第3項、第5項)			
	7 承認地域経済牽引事業者に			0
	対する指導及び助言 (第35			
	<u>条)</u>			
	8 承認地域経済牽引事業の実			0
	施状況の報告の徴収(第36条			
	第1項)			
3 省略				

600				決裁区分				
組織	事務の	事	項	知	専決者			
名	種 類	,		事	部	局	課	主
					長	長	長	幹
経	1~22							
営	省略							
支								
援								
課								
	00 /8 11/4							
	23 省略							

				決	裁区	分	
組織	事務の	務の事項	-				
和名	種類	事	知事	部	局	課	主
			7	長	長	長	幹
経	1~22						
営	省略						
支	23 中小	1 地域産業資源の内容の指定		0			
援	企業に	(第4条第1項)					
課	よる地	2 地域産業資源の内容の公表					0
	域産業	等(第4条第3項)					
	<u>資源を</u>	3 地域産業資源活用事業計画				0	
	活用し	の認定申請書及び変更認定申					
	た事業	請書の進達(第6条第2項、					
	活動の	第7条第4項)					
	<u>促進に</u> 関する	4 認定地域産業資源活用事業				0	
	法律の	を行う者に対する情報の提供					
	施行に	等(第18条)					
	関する						
	事務						
	24 省略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 別表第4 (第4条関係) 別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項 組 組 事務の 専決者 事務の 専決者 織 項 織 項 局 局 種 類 種 類 部 室 部 室 名 名 長 長 長 長 長 長 商  $1 \sim 12$  $1 \sim 12$ 商 I. 省略 I. 省略 観 観 13 中小 1 経営革新計画の承認及び変更  $\bigcirc$ 13 中小 1 経営革新計画の承認及び変更 光 光 企業等 の承認 (第14条第1項、第15条 企業等 の承認(第14条第1項、第15条 室 室 第1項、<u>第72条第2項</u>) 経営強 経営強 第1項、<u>第78条第2項</u>) 化法の 2 省略 化法の 2 省略 施行に 施行に 3 調査並びに指導及び助言(第  $\bigcirc$ 関する 関する 76条第2項、第8項) 事務 事務 4 承認経営革新計画の実施状況  $\bigcirc$ の報告の徴収(第77条第2項)  $14 \sim 16$  $14 \sim 16$ 省略 省略 備考 省略 備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

改

正

第3条 愛媛県地方局処務規程 (昭和56年愛媛県訓令第40号) の一部を次のように改正する。

後

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2 · 3 省略	2・3 省略
4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、
別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
(1)~(1)の23 省略	(1)~(1)の23 省略
(1)の24 中小企業等経営強化法第70条第2項の規定に基づく調査	(1)の24 中小企業等経営強化法第76条第2項の規定に基づく調査
に関すること。	に関すること。
(1)の25 中小企業等経営強化法 <u>第70条第7項</u> の規定に基づく指導	(1)の25 中小企業等経営強化法第76条第8項の規定に基づく指導
及び助言に関すること。	及び助言に関すること。
(1)の26 中小企業等経営強化法第71条第2項の規定に基づく報告	(1)の26 中小企業等経営強化法第77条第2項の規定に基づく報告
の徴収に関すること。	の徴収に関すること。
(1)の27~(68) 省略	(1)の27~(68) 省略
5・6 省略	5・6 省略

改

正

前

# 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和 2 年12月 8 日 発行 1059